

# 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（第1回） 次第

〈日時〉 令和7年10月6日（月）

午前10時から午前11時まで

〈場所〉 萌 え 木 ホ ー ル

1 教育委員会あいさつ

2 委員の委嘱等

3 事務局からの説明

4 協議等

5 事務連絡

## 【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 小金井市いじめ防止対策推進条例（リーフレット）
- ・ 小金井市いじめ防止基本方針
- ・ 小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表
- ・ 小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ
- ・ 諮問書（写）



# 小金井市いじめ防止対策推進条例

令和3年4月1日施行

「いじめ」は、それを受けた子どもの基本的な人権を侵害し、心身だけでなく、健康をも損なう可能性があります。そのため、学校において、子どもたちが安心して生活を送れるようにすることを目指し、いじめの防止に責任をもって取り組む、対策を推進させていくことが必要です。未来を担う子どもたちが、心豊かに安全・安心に生きる社会をいかにしてつづけていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を採択し、いじめのない小金井の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々増加となり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を再認識し、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきました。子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かに安全・安心に生きることができるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

**【目的】**  
第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

**【定義】**  
第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な害を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対応をいう。  
3 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条に規定する学校をいう。  
4 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。  
5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。  
6 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

**【基本理念】**  
第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、全ての児童等が安心して学ぶための活動に取り組むことができるよう、学校の枠を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指すものとする。  
2 いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身の健全な成長をいかに推進することともに、児童等のいじめを受ける場所を定め、児童等がいじめを知らずながら放置することなく、いじめの態様に向けて積極的に行動できるようにすることを旨として行われなければならない。  
3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心豊か及び健康を踏まえ行うとともに、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。  
4 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を効果的に行うため、学校全体で組織的に取り組むことを旨として行われなければならない。  
5 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、国、東京都（以下「都」という。）、市、保護者、市民等その他の関係機関・関係者の連携の下、社会全体でいじめの根絶を促進することを旨として行われなければならない。

**【いじめの防止】**  
第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

**【市の責務】**  
第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体を連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。  
2 市は、この条例の目的を達成するため、適切な情報の収集を講ずるものとする。  
3 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のための必要な措置を講ずる責務を有する。

**【学校及び学校の教職員の責務】**  
第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると認められるときは、適切な対応に努める責務を有する。

**【保護者の責務】**  
第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを受けることがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。  
2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合においては、適切な当該児童等をいじめから保護するものとする。  
3 児童等の保護者は、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

**【市民等の責務】**  
第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、いじめを防止して減少させること及びその減少を図るものとする。  
2 市民等は、いじめを発生した事実又はいじめの疑いがある場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

**【小金井市いじめ防止基本方針】**  
第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方やその他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。  
2 基本方針は、法第12条の規定に基づきいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

**【学校いじめ防止基本方針】**  
第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に即し、当該学校におけるいじめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

**【小金井市いじめ問題対策連絡協議会】**  
第11条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察等その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。  
1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項  
2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項  
3) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項  
3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**【小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会】**

第12条 基本方針に基づき市におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の副委員長として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。  
2 対策委員会は、学識経験等を有する者、法律、心身、福祉等に關する専門的な知識を有する者等のうちから、教育委員会が選定する委員5人以上をもって組織する。  
3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査・研究し、答申する。  
4 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。  
5 対策委員会は、法第28条第1項に規定する重大事案（以下「重大事案」という。）が発生した場合においては、同項に規定する期間として同項に規定する期間（以下「法第28条期間」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告するものとする。  
6 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条期間の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。  
7 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を許さない。  
8 第2項及び第7項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**【小金井市いじめ問題対策委員会】**

第13条 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事案への対応又は当該重大事案と同様の事案の発生防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の副委員長として、小金井市いじめ問題対策委員会（以下「再調査委員会」という。）を置くことができる。  
2 再調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心身、福祉等に關する専門的な知識を有する者等、当該報告に係る法第28条期間を行った組織の教職員（以外のもの）のうちから、市長が選定する委員5人以上をもって組織する。  
3 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条期間の調査について、法第30条第2項に規定する調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。  
4 市長は、再調査委員会を招集したとき、又は前項の規定による答申があったときは、随時に報告するものとする。  
5 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。  
6 委員の任期は、市長が選定したときから、再調査が終了するときまでとする。  
7 第2項及び第7項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、市長が別に定める。

**【協力機関】**

第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法（昭和22年法律第6号）で定められる小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（特別学級を除く。）に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事案が発生した場合には、その事案の解決に向けて当該学校と協力を求めることができる。

**【委任】**  
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

**【附則】**  
施行期日  
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(以附省略)

いじめ防止  
小学 1~4年生向け

小金井市イメージキャラクター



## こがねたん ぼうしたいさくすいしんじょうれい 小金井市いじめ防止対策推進条例

### （いじめをなくすためのきまり）

### ～いじめをしない・みのがさない～

いじめ防止  
～小学生のみなさんへ～

いじめは人の心や体をきずつけてしまいます。みなさんをいじめからまもり、みなさんがあんしんして生活できるような小金井市にしたいために、「小金井市いじめ防止対策推進条例（いじめをなくすためのきまり）」をつくりました。

このきまりによって、みなさんがいじめについて考え、みなさんのまわりにいる多くの大人たち（おうちのひと、学校の先生たち、小金井市のみなさん）ががんばることで、小金井市にいるすべての人たちが幸せになれるように、協力して助け合える小金井市をめざしています。

このきまりを読んでみて、友だち、おうちのひと、学校の先生たちなど多くの人たちと、いじめについて考えてみてください。

～保護者・地域のみなさまへ～

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒に読みいただき、いじめはいけななことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

こがねたん  
小金井市・小金井市教育委員会



# 小金井市いじめ防止対策推進条例

令和3年4月1日施行

「いじめ」は、マイノリティな子どもの基本的人権を侵害し、心身だけでなく、将来も健全な成長が危うくなります。それに加え、特に学校において子どもたちが安心して学ぶ環境が保たれていないことを目指し、いじめの防止に責任をもち取り敢て、対策を充実させていくことが必要です。本来を担う子どもたちが、心豊かに安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人が取り組む課題です。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできました。しかし、いじめは、年々深刻になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を再認識し、いじめの防止等のための新しい輪郭づくりに取り組むことが必要になってきました。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、また、お互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かに安全・安心に生きることができるようになるよう、また、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現するため、この条例を制定します。

**(目的)**  
第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、小金井市(以下「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、児童等、保護者及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めるとし、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

**(定義)**  
第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 この条例において「いじめの防止等」とは、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対応をいう。
- 2 この条例において「学校」とは、小金井市公立学校設置条例(昭和39年条例第11号)第2条に規定する学校をいう。
- 3 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行わないときは、未成年後見人)をいう。
- 5 この条例において「市民等」とは、市内に在住、在勤又は在学する者並びに市内で事業活動を行う法人、法人及び団体を含む。

**(基本理念)**  
第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであること、及び、全ての児童等が安心して学ぶための活動に取り組むことができるよう、学校のみならず、いじめが防げないよう、いじめの防止等のための対策は、児童等の生命及び心身の健全な成長を確保し、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを行った児童等の心情及び被害を踏まえ、いじめを受けた児童等及びその保護者並びにいじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

**(いじめの禁止)**  
第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

**(市の責務)**  
第5条 市は、第3条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

**(学校及び学校の教職員の責務)**  
第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民等その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

**(保護者の責務)**  
第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

**(市民等の責務)**  
第8条 市民等は、地域において児童等に対する見守り、声掛け等を行うことにより、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

**(小金井市いじめ防止基本方針)**  
第9条 市は、いじめの防止等のための対策の基本的な考え方をその他のいじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)として定めるものとする。

**(学校いじめ防止基本方針)**  
第10条 学校は、基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための具体的な対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

**(小金井市いじめ問題対策連絡協議会)**  
第11条 いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、警察等その他の関係者により構成される小金井市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 1 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
- 2 いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- 3 いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**(小金井市いじめ問題対策委員会)**  
第12条 基本方針に基づき市におけるいじめの防止等のための対策を効果的に行うため、法第14条第2項の規定に基づき、教育委員会の所管機関として、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 1 対策委員会は、学識経験者、法律、心医、福祉等に関する専門的な知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 2 対策委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った法第28条第1項の規定に基づき、法第28条第2項に規定する調査(以下「再調査」という。)を行い、その結果を市長に報告する。
- 3 市長は、調査委員会を設置したとき、又は前項の規定による調査があったときは、議決に附するものとする。
- 4 市長は、調査委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、市長が委嘱したときから、再調査が終わるときまでとする。
- 6 第2項及び前項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**(協力義務)**  
第14条 市長及び教育委員会は、児童等と学校以外の学校教育法(昭和22年法律第26号)で定められる小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚園を除く。)に在籍する児童又は生徒との間で、いじめと同様の事態が発生した場合は、その事態の解決に向けて当該学校と協力することを求めることができる。

**(委任)**  
第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

**付則**  
(施行期日)  
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(以時廃止)

小学5・6年生、中学生向け

# 小金井市いじめ防止対策推進条例

## ～いじめをしない・見逃さない～

### ～児童・生徒のみなさんへ～

いじめは人の心や体を傷つけるだけでなく、いじめを受けた人の将来を壊してしまうかもしれないものです。みなさんをいじめから守り、みなさんが安心して、心豊かに、健やかに成長できるような小金井市にしていけるために、「小金井市いじめ防止対策推進条例」をつくりました。

この条例によって、みなさんがいじめ問題に向き合い、みなさんの周りにいる保護者のみなさん、学校の先生たち、地域の方々など多くの大人たちがそれぞれの責任をきちんと果たすことで、小金井市にいる全ての人たちが幸せになれるように、協力して助け合える小金井市を目指しています。

この条例を読んでみて、友達、保護者のみなさん、学校の先生たちなど多くの人たちと、いじめの問題について考えてみてください。

### ～保護者・地域のみなさまへ～

小金井市では、全ての子どもたちをいじめから守り、全ての子どもたちの健やかな成長を願って「小金井市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

保護者のみなさんはこのリーフレットをお子さんと一緒にお読みいただき、いじめはいけなことだという確認をしてください。日頃からお子さんの様子を注意深く見守り、心配なときは学校や中面の相談機関にご相談ください。

地域のみなさんは子どもたちを温かい目で見守ってください。そして子どもたちが安心して過ごせる環境づくりにご協力ください。

小金井市イメージキャラクター



小金井市・小金井市教育委員会

## 小金井市いじめ防止基本方針

### 1 基本方針策定の意義

「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるまちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

### 2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならな

い。

#### 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

##### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

##### (2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

##### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

##### (4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組

に協力するよう努める。

## 5 学校における取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

### (2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

#### ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

#### イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

#### ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聴き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

- (オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有
- (コ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (サ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

#### エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 6 市・教育委員会における取組

#### (1) いじめの防止等のための組織づくり

##### ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

##### イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項
- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

##### ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

#### (2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

### (3) いじめの防止等に関する取組

#### ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

#### イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

#### ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び家庭に対する啓発活動に取り組む。

#### オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

#### カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

### (4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(イ) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な被害を負った場合

(d) 金品等に重大な被害を被った場合

(e) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

## (2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会 いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

## (3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

## 8 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改定方針	現行方針	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。</u></p> <p><u>子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるよう、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望を</u></p>	<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「いじめのないまち 小金井宣言」</u></p> <p><u>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を経過することは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 ところをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</u></li> <li><u>一 がまんをしないで相談します、相談させます。</u></li> <li><u>一 ねばりづよく、かけがえのない命を守ります。</u></li> </ul>	<p>いじめ防止対策推進条例の前文を踏まえた規定への変更及び語句の整備</p>

もって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

#### 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、

一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。

小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

#### 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、

市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 省略

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりで

市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 省略

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会

語句の整備

語句の整備及び児童等の意見に係る規定の追加

語句の整備

同上

いじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 5 学校における取組

### (1) 省略

### (2) 組織等の設置

#### ア 省略

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

#### ア 未然防止

##### (ア) 省略

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成

総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 5 学校における取組

### (1) 省略

### (2) 組織等の設置

#### ア 省略

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

#### ア 未然防止

##### (ア) 省略

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成

語句の整備

同上

同上

- (ウ)
- ↳ } 省略
- (カ)

イ 早期発見

- (ア) 省略

(イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

- (エ) 省略

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応

(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

- (ウ)
- ↳ } 省略
- (エ)

(オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施

- (ウ)
- ↳ } 省略
- (カ)

イ 早期発見

- (ア) 省略

(イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

- (エ) 省略

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応

(イ) 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認

- (ウ)
- ↳ } 省略
- (エ)

(オ) 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導

アンケート調査実施時期の明確化

語句の整備

規定の整備

語句の整備

規定の整備

(カ)  
↳ } 省略  
(キ)

## エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

## 6 市・教育委員会における取組

### (1) いじめの防止等のための組織づくり

#### ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }  
↳ } 省略

(カ)  
↳ } 省略  
(キ)

## エ 重大事態への対処

### (ア) いじめられた児童等の安全の確保

#### (イ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

#### (ウ) 関係機関、専門家等との相談・連携

#### (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

#### (オ) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

#### (カ) 重大事態発生について教育委員会への報告

#### (キ) 重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力

## 6 市・教育委員会における取組

### (1) いじめの防止等のための組織づくり

#### ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「小金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }  
↳ } 省略

新設規定「7 重大事態への対処」に移行

語句の整備

(ウ)

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置  
教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、  
条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }  
イ } 省略  
(ウ) }

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

- (2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底  
教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。
- (3) いじめの防止等に関する取組

(ウ)

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置  
教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される「小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }  
イ } 省略  
(ウ) }

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

- (2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底  
教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。
- (3) いじめの防止等に関する取組

語句の整備

規定及び語句の整備

語句の整備

ア 省略

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重

ア 省略

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を

語句の整備

同上

同上

規定の整備

新設規定「7 重大事態への対処」に移行

大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

#### イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

規定の追加

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な被害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の

期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案につ

いて必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

## 小金井市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ【例】

未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成</li> <li>● 道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成</li> <li>● 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進</li> <li>● 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上</li> <li>● 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進</li> <li>● 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力</li> <li>★ 学校いじめ対策委員会によるいじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画の作成・実施、定例会議の開催</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察</li> <li>● 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備</li> <li>● 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備</li> <li>● 教職員全体によるいじめに関する情報の共有</li> <li>★ どんな小さな事例でも学校いじめ対策委員会として教職員から報告を受け情報共有する体制の整備</li> </ul>
早期対応	<p style="text-align: center;"><b>発見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめを発見した場合、またはいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 学級担任等発見教職員 → 学年主任・生活指導主任 → 副校長・校長</li> </ul> </li> <li>★ 学校いじめ対策委員会による事実確認の方法の検討・決定</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>事実確認・情報収集</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 聞き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 双方の児童等の発達段階や状況等に応じて、事実確認の場・対応教職員について配慮</li> <li>* 詳細な記録の作成、さらなる事実確認に向けての校内での情報共有</li> </ul> </li> <li>● いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保</li> <li>● いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 教職員による丁寧な見守り・状況確認、家庭等との緊密な連携</li> <li>* いじめを理由として相当の期間学校を欠席した場合の速やかな対応</li> </ul> </li> </ul>

方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 学校いじめ対策委員会による、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等についての判断</li> <li>★ 学校いじめ対策委員会による早期解決に向けた対応方針等の協議・決定</li> <li>* 双方の児童等の発達段階や状況等に応じて、今後の対応の場・対応教職員について配慮</li> <li>* 重大事態と考えられる場合は速やかに教育委員会に報告</li> </ul>
対応・経過観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導及び教育相談等の実施</li> <li>● 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催</li> <li>● いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組</li> <li>● 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言</li> <li>● 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有</li> <li>● 関係機関、専門家等との相談・連携</li> <li>● いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 全ての対応・支援において双方の児童等・保護者の心情・背景を踏まえて実施</li> </ul> </li> <li>★学校いじめ対策委員会による対応教職員等に対する適切な助言・相談</li> <li>★学校いじめ対策委員会が定めた共通書式での記録の保管・情報の引継ぎ</li> </ul>

● 小金井市いじめ防止基本方針に示されている学校の取組例

★ 東京都教育委員会「いじめ総合対策」に示されている学校いじめ対策委員会の主な役割等

\* 対応時の留意事項等



小金井市教育委員会いじめ問題対策委員  
委員長 小林 正幸 様

小金井市教育委員会  
教育長 大熊 雅士

いじめの防止等のための対策の推進について（諮問）

小金井市いじめ防止対策推進条例第12条第3項の規定に基づき、下記事項について貴委員会のご意見、ご見解等を賜りたく、諮問いたします。

記

1 諮問事項

小金井市いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止対策の推進について

2 諮問理由

条例第9条第1項に規定する方針について、令和3年より二期に渡り委員会で検討を続け、令和7年1月14日に改定を行いました。今後、改定した小金井市いじめ防止基本方針に基づき、小金井市におけるいじめ防止対策をより実効的なものにするための方策について、改めて検討が必要だと考えています。